

第1回秋田雨雀賞募集

『秋田雨雀賞』は、黒石市名誉市民・秋田雨雀氏の業績を偲んで、その榮譽に値する者を表彰します。青森県内において、芸術・文化活動の優れた成績、活動実績が認められた個人又は団体を申請に基づき表彰する制度です。

◎ 対象となる活動

- ・ 文学（小説、童話、俳句、短歌、川柳、詩、エッセイなど）
- ・ 演劇（演劇、人形劇など）

◎ 対象基準 これまでの受賞歴及び最近3年間の活動実績

◎ 受付期間 平成29年10月1日から11月20日（必着）

◎ 応募方法 記念館にある申請用紙または津軽こみせ駅のホームページからダウンロードし、必要事項を記入して応募する

《津軽こみせ駅のホームページ：アドレス <https://tsugarukomise.jimdo.com>》

◎ 応募先 〒030-0377 黒石市中町5・津軽こみせ駅2F
秋田雨雀記念館

◎ 問合せ先 秋田雨雀記念館 館長・伊藤蒼風
土曜日曜のみ受付（携帯 090-2959-0480）

【運営応援金募集中】 1口（1,000円）～

郵便振替口座記号番号 02280-0-141770

秋田雨雀賞表彰規定

(趣旨)

第 1 条 この規定は、黒石市名誉市民秋田雨雀氏の業績を偲んでその榮譽に値する者を表彰（以下「秋田雨雀賞受賞者表彰」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 申請は、自薦または他薦とし、別紙様式により、館長あてに申請するものとする。

(被表彰者の決定)

第 3 条 被表彰者は、運営委員会表彰者選任会議を経て、館長が決定する。

(表彰の方法)

第 4 条 表彰は、館長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 5 条 表彰は、原則として秋田雨雀の誕生日である 1 月 30 日に行う。

(事務)

第 6 条 受賞者表彰に関する事務は、運営委員会において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規定は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する。

個人用

秋田雨雀賞

申請書

平成 年 月 日

秋田雨雀記念館館長 殿

フリガナ
申請者氏名

所属団体名

住所

電話番号

申請対象となる活動実績 ※最も優れたものを記入してください。

①これまでの受賞歴：

②最近3年間の活動実績：

※業績を証明するものの写しを添えて提出してください。

推薦者

所属

氏名

印

団体用

秋田雨雀賞

申請書

平成 年 月 日

秋田雨雀記念館館長 殿

フリガナ
申請者氏名

所属団体名

住所

電話番号

申請対象となる活動実績 ※最も優れたものを記入してください。

①これまでの受賞歴：

②最近3年間の活動実績：

※業績を証明するものの写しを添えて提出してください。

推薦者

所属

氏名

印